

豊明市行政評価制度 「事務事業」評価票

1 ■事務事業の概要

1 - 1 事務事業の名称	妊婦健康診査事業									
1 - 2 担当	部	健康福祉部	課 又は施設	医療健康課	係	健康係	評価票作成者	母子保健担当係長 岡田恵子		
1 - 3 総合計画における施策の体系	節	保健福祉 「健康で安心して暮らせるふれあい・支えあいのまちづくり」				基本施策	母子保健		コード	2—1—2
						単位施策(中)	安心な妊婦出産期への支援		コード	2—1—2—1
	項	健康				単位施策(小)	妊婦期健康管理と仲間づくりの推進		コード	2—1—2—1—1
1 - 4 事務事業の目的の精査	対象と対象の数	妊婦 母子健康手帳交付者		意図（対象を事務事業によってどのような状態にするのか）		妊娠期の健康管理の充実により健全な出産につながる。				
1 - 5 事務事業の内容	母子健康手帳交付時に併せて、妊婦健康診査受診票 1 4 回分・子宮頸がん検診 1 回分をあわせて交付している。									

2 ■事務事業実施の状況

2 - 1 事務事業の実施における基本認識	平成18年度	事務事業実施にあたって心がけた改善の取組み 当初は現行どおり継続を考えていたが、厚生労働省からの通知があり近隣市町村の実施状況の情報収集をした。	社会状況等の事務事業がおかれる環境把握 19年1月厚生労働省から少なくとも5回は妊婦健診を公費負担にするよう通知あった。	市民ニーズの認識 個人からの不妊検査・治療等に関する助成の有無についての問合せや要望の声は数件あるが、妊婦健康診査に関しての意見、要望等はない。
	平成19年度	厚生労働省からの通知および近隣市町村の実施状況等の情報を積極的に取り入れ参考にした。	厚生労働省の通知を踏まえ、各市町村ともに回数はまちまちであるが公費負担回数を増やす方向にある。	近隣市町村が健診回数を増やしていることから、市民や医療機関からの問い合わせもあった。
	平成20年度	厚生労働省からの通知に基づき、公費負担を 5 回に増加した。	〃	度重なる妊婦死亡事故報道等で、安心安全な出産や経済的負担軽減のため公費負担回数の増加要望が聞かれるようになった。
	平成21年度	厚生労働省からの通知に基づき、公費負担を 1 4 回に増加した。	厚生労働省としては、今後とも回数と健診内容各々に充実させる方向にある。	安心安全な出産や経済的負担軽減のため公費負担回数の増加要望が聞かれるようになった。
	平成22年度	県下概ね統一としている妊婦健康診査受診票の回数を 1 4 回を継続。検査内容も増やして実施。受診率 7 5 %、妊婦の健康管理の一助となっている。		
	平成23年度			
	平成24年度			
	平成25年度			
	平成26年度			
	平成27年度			

2 - 2 総合計画における単位施策成果指標	事務事業成果指標名		前期目標値(%)	後期目標値(%)	指標の説明	
	妊婦健康診査受診率		96.0	97.0	安全な出産につなげるための妊娠中の健康管理の充実状況を表す指標 妊婦健康診査受診数÷母子健康手帳交付数×100 【資料】とよあけの保健	

2 - 3 成果指標に係る活動実績とコストの推移（アウトプット分析）		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	活動実績 a（単位）	1,310（件）	1,222（件）	3,265（件）	6,870（件）	7,234（件）					
	直接事業費 b（千円）	9,174	8,626	21,262	42,330	58,730					
	人件費 c（千円）	75	70	70	140	140					
	合計コスト d（b＋c）（千円）	9,249	8,696	21,332	42,470	58,870					
	単位コスト d / a（千円）	受診 当たり 7	受診 当たり 7	受診 当たり 7	受診 当たり 6	受診 当たり 8	当たり	当たり	当たり	当たり	当たり

アウトプット実績（活動数値）の補足説明



【直接事業費】 委託料 妊婦健診使用回数14回分合計見込み：7,234件、 58,400,000円 印刷製本費（健診票綴り）330,000円 合計58,730,000円
【人件費】22時間 3,100円×44時間＝136,400円 母子健康手帳交付数 640人
妊婦健康診査1人当たり平均利用枚数 11.3枚平均受診率80.7%

2 - 4 成果指標に 対応する実績と達 成度の推移											
	指標対応実 績（％）	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	後期目標値 に対する達 成度（％）	97.2	89.3	99.1	71.3	80.7					
		100.2	92.1	102.2	73.5	83.2					

3 ■ 事務事業の自己評価結果

3 - 1 評価結果 (アウトカム自己 分析)	単年度 担当課評価	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
		A	A	A	A	A					

- 4段階評価結果

A：上位目的である施策に貢献しているので継続する
B：事務事業の実施手法や環境（予算的・人的）に改善が必要
C：縮小等、事務事業としての見直しが必要
D：事務事業の廃止が相当
- 判断の基準

必要性（必要な事務事業であるか）
公共性（公が実施する意味があるか）
妥当性（ニーズに対して投入が適正か）
効率性（結果に至る活動に無駄はないか）
有効性（活動の結果が上位の目的に貢献しているか）
市民満足度（事務事業が対象にしている市民を満足させているか）

3 - 2 評価の内容	今後の環境変化を踏まえた課題認識		次年度に向けて改善する取組み		事務事業の担当課としての単年度の取り組みの自己評価	
	平成18年度	厚生労働省からの通知を踏まえ近隣市町村の状況も把握しつつ今後の方針を検討する。	各市町村の状況を把握しながら、20年度予算要求に計上する方向で検討したい。		健診受診率が予想以上に高い受診率であったことから、今後も母子健康手帳交付時に有効活用の方法をPRし現状の維持向上につなげたい。	
	平成19年度	厚生労働省からの通知および近隣市町村の動向等状況を把握しつつ今後の方針を検討する。	公費負担分健診を2回から5回に増やすと伴に、県外での利用者への助成制度も開始する。また19年度母子健康手帳交付者で4月以降の予定日の方にも経過措置として3回分の		情報を積極的に取り入れ前向きに検討した。	
	平成20年度	厚生労働省の通知の趣旨を重視し、回数増加の方向で検討に入った。	大臣の記者会見で14回実施が示されたため14回実施の方向で検討。		5回実施が始まり、3月以前母子手帳申請者にも経過措置として増加分を郵送し、不利益にならないような配慮を行った。	
	平成21年度	今後も厚生労働省の方針で検討していく。	今後も厚生労働省の方針で検討していく。		14回実施が始まり、3月以前母子手帳申請者にも経過措置として増加分を郵送し、不利益にならないような配慮を行った。	
	平成22年度	県下概ね統一されている妊婦健診の回数と内容を維持していく。				
	平成23年度					
	平成24年度					
	平成25年度					
	平成26年度					
	平成27年度					

4 ■ 事務事業の総合評価結果

4 - 1 総合評価の 結果	結果		審査会による改善方向の指示	
	平成18年度	A	継続して事業を進めること。	
	平成19年度	A	受診率を高める方策をとること。	
	平成20年度	A	継続して事業を進めること。	
	平成21年度	A	継続して事業を進めること。	
	平成22年度	A	継続して事業を進めること。	
	平成23年度			
	平成24年度			
	平成25年度			
	平成26年度			
	平成27年度			